

議案第43号

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する  
条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部  
を改正する条例

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成 28 年加西市  
条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条第 1 項」を「第 5 条第 15 項」に、「法第 5 条第 4 項第 4 号」を「法第 5  
条第 4 項第 5 号」に改める。

第 2 条第 1 項中「法第 5 条第 19 項」を「法第 5 条第 18 項」に、「同条第 4 項第 4 号」を「同  
条第 4 項第 5 号」に、「同法第 5 条第 4 項第 4 号」を「同法第 5 条第 4 項第 5 号」に改め、同  
条第 2 項中「第 10 条第 6 項第 4 号」を「第 10 条第 8 項第 5 号」に、「同法第 42 条の 4 第 6  
項第 4 号」を「同法 42 条の 4 第 8 項第 6 号」に、「同法第 68 条の 9 第 6 項第 4 号」を「同法  
第 68 条の 9 第 8 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 4 号）及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）の施行に伴い、引用する条文に条ずれが生じたため所要の改正を行うもの。